

不在者投票

■期間

6月16日(月)～21日(土)

※次のいずれかに該当する人は、不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、お早めに市選挙管理委員会に申し出てください

⑦ 滞在地での不在者投票

長期出張中などで他の市区町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができません。投票の手続きは次の手順で行います。

①宮古市選挙管理委員会に郵便などで投票用紙などを請求する(告示前から受け付けます) ②滞在先

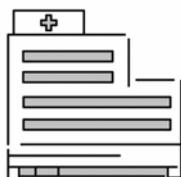
【表4】郵便などによる不在者投票対象者

交付手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態の区分	要介護5



【表5】不在者投票ができる指定病院など

区分	施設名
病院	県立宮古病院
	宮古第一病院
	みなとホスピタル(旧三陸病院)
	宮古山口病院
特別養護老人ホーム	慈苑
	ふれあい荘
	紫桐苑
	心生苑
	サンホームみやこ
	サンホームみやこ絆
その他	宮古介護老人保健施設桜ヶ丘
	介護老人保健施設ほほえみの里
	清寿荘
	ケアハウスサンホームみやこ 救護施設松山荘



住所に投票用紙などが郵送される ③ 郵送された投票用紙などを滞在先の選挙管理委員会に持参して投票する

⑧ 郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがあり投票所に行くことが困難な人は、自宅など現在いる場所で投票用紙に記入し、郵便などで不在者投票ができます(表4) 参照。投票の手続きは次の手順で行います。

① 所定の用紙に「郵便等投票証明書」を添え、6月18日(水)までに市選挙管理委員会に投票用紙などを請求する ② 投票用紙などが送付される ③ 投票用紙に記入し、市選挙管理委員会へ郵送する ※あらかじめ市選挙管理委員会か

ら「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります

⑨ 船員の不在者投票

船員の場合は、指定港所在の選挙管理委員会や船舶内でも不在者投票ができます。 ※あらかじめ市選挙管理委員会から「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けておく必要があります。

船員手帳を添えて申請してください ※すでに「郵便等投票証明書」や「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている人は証明書の有効期限を確認してください。期限が切れている場合は、新たに申請が必要になります

⑩ 病院や施設での不在者投票 県選挙管理委員会が指定する病

院や施設に入院(入所)している人は、その病院などで投票ができます(表5) 参照。

選挙公報

選挙公報は、6月16日(月)ごろから行政連絡員などを通じて各世帯に配布するほか、市役所本庁舎と田老・新里・川井の各総合事務所にも選挙公報を配置します。

開票の場所と時間

開票は、投票日当日の午後8時40分から市民総合体育館で行います。有権者は受け付けで名簿に記入し参観できます。参観人の受付開始は、午後7時40分からです。

いわて被災者支援センター 困りごとをご相談ください

県では、東日本大震災津波で被災された皆さまの生活再建を支援する「いわて被災者支援センター」を設置しています。

生活やお金に関する困りごとを、弁護士やファイナンシャルプランナーなどの専門家や、市町村・市町村社会福祉協議会などの関係機関と連携して解決のお手伝いをします。ぜひ、お気軽にご相談ください。

■弁護士無料相談（宮古会場）

- ☑ 毎月第4金曜日
- 🕒 午前10時～午後3時
- 📍 宮古地区合同庁舎（五月町1の20）
- ☎ 電話（要予約）
- 🗨 問い合わせ・お申し込みは土・日・祝日を除く平日の午前9時～午後5時をお願いします。
- 📍 ①いわて被災者支援センター（釜石市大町二丁目4の7、☎0193-30-1034または080-9634-6650）
- ②サブセンター（盛岡市山王町10の6、☎019-601-7640）

献血で、つながる“いのち” ご協力をお願いします

400ミリリットル献血のみ実施します。

献血は命を救うために欠かすことのできないボランティアです。皆さまのご協力をお願いします。

■6月献血車運行計画表

実施日	実施時間	会場	住所
2日(月)	10:00～11:30	市民交流センター	宮町一丁目1の30
	13:00～16:30		
13日(金)	10:45～12:30	新里総合事務所	茂市第2地割112の1
	14:30～16:30	岩手県立宮古高等看護学院	崎嶽ヶ崎第4地割1の13

■献血できる人

体重50kg以上の17歳から69歳までの男性と18歳から69歳までの女性

※65歳以上の人は、60歳から64歳までに献血経験がある場合に限りです

📍 市市民協働課生活安全係（☎68-9109）



詳細はこちら

保険証に関するお知らせコーナー【第9回】

国保加入者と後期高齢者医療制度に加入している人が所有している紙の保険証（または資格確認書）の有効期限は、今年の7月31日(木)です。約2カ月後に更新時期を迎えますので、今回は、更新について、事前のお知らせです。

■後期高齢者には紙の資格確認書を一律に交付

令和6年12月2日以降、紙の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

厚生労働省は、後期高齢者はマイナ保険証へ移行していくための期間を長く確保する必要があるなどの観点から、8月1日(金)の年次更新の運用方針を次のように決めました。

「後期高齢者は、8月1日の年次更新においては、マイナ保険証の有無に関わらず、『資格確認書』を交付する。申請は不要とする」



したがって、後期高齢者には紙の資格確認書を7月下旬までに郵送します。

7月31日までは、今お持ちの紙の保険証、資格確認書またはマイナ保険証をお使いください。

■国保加入者には資格確認書または「資格情報のお知らせ」を交付

8月1日の年次更新において、国保加入者には、紙の資格確認書か「資格情報のお知らせ」を交付します。原則、申請は不要です。

マイナ保険証をお使いの国保加入者には、紙の通知書「資格情報のお知らせ」を交付します。

マイナンバーカードに保険証の利用登録をしていない、または、マイナンバーカードを持っていない国保加入者には、紙の資格確認書を交付します。

国保加入者が2人以上の世帯は資格確認書と「資格情報のお知らせ」が別々に届く場合があります。

いずれも、今年の7月下旬までに郵送しますので、しばらくお待ちください。

📍 市総合窓口課国民健康保険係（市役所1階、☎68-9075）、同課医療給付係（☎68-9076）